

2022年(令和4年)

4/10

No. 1245

東京都トラック時報

昭和43年8月16日 第三種郵便物認可 毎月2回(10・25日)発行 1部 90円(送料別)

機関紙

一般社団法人
発行所 東京都トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8
(東京都トラック総合会館)

☎(03)3359-6251(代表)

☎(03)3359-4134(総務部広報・情報G)

《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

東ト協 3年度 第5回 理事会

東京都トラック協会(浅井隆会長)は3月29日、港区の第一ホテル東京で令和3年度第5回理事会を開催し、会長候補者選出・管理委員会(水野功委員長)の検討結果として、4・5年度会長候補者に現会長・浅井氏(株式会社浅井代表取締役社長)の推薦を決定したことを報告した。また、4年度事業計画書・収支予算書、常任理事(会)制度廃止に伴う関連規程改正などについて審議・承認した。

4年度 事業計画・収支予算 常任理事(会)制度廃止へ



氏が候補者となるが、理事推薦の候補者があつた場合には、5月に開催する理事会で候補者を決定する。この後、4年度事業計画・収支予算などの各議案について、原案通り承認した。事業計画では、新たにアルコールインターロック

会長候補者選出・管理(委) 次期会長候補者を決定

会長・浅井氏の推薦を決定したことを報告した。これに伴い、同日から4月12日まで理事推薦の会長候補者の受付を実施。その結果、理事推薦候補者がいない場合、浅井

規程改正を承認。定款は通常総会の承認を得て一部改正する。さらに、「トラックフェスタ TOKYO 2022」開催について、担当の森本勝也副会長が説明。新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な状況にあるが、代々木公園での開催を目指しているとし、協力を要請した。このほか、業務執行理事の職務執行状況に関して報告した。

適正運賃・料金収受へ 荷主に文書で協力依頼

東ト協は会員事業者の適正な運賃・料金収受を推進するため、国土交通省関東運輸局・厚生労働省東京労働局・経済産業省関東経済産業局と連携し、荷主企業

紙面あんない

国交省、「遠隔点呼制度」運用開始

東ト協、GEPで共同求人サイト開設

東ト協、免許取得・安全装置など助成

東ト協、春の交通安全運動で街頭活動

東ト協連、第36回運賃動向調査結果

2

4

5

6

7

チャージ導入、改正事業法の荷主関連規定に関するリーフレットなどを送付(本号同封)。燃料費の適正な転嫁などについて、理解と協力を要請する予定。

情報提供は、東ト協ホームページ・トップページ掲載のバナーから入力フォーム(QRコード)にアクセスし、送付先の情報を入力する。

これに伴い、会員事業者に対し、4月20日までに協力依頼文書を送付する取引先の荷主企業(発着荷主を問わない)の情

送付先の提供 4月20日まで

アクセス用 QRコード

東ト協はじめ 自動車3団体

東ト協をはじめ東京ハイヤー・タクシー協会、東京バス協会の3団体は4月8日、東京都

の小池百合子知事に対し、「燃料価格高騰に関する自動車運送業界からの要望書を提出し、燃料費負担の軽減に資する補助制度創設を要請した。同日は、東ト協の浅井

補助金制度創設を

隆会長やバス協会の南正人会長、ハイ・タクシー協会の川野繁副会長が小池知事と面会し、緊急対策を講じるよう訴えたもの。

業界では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により輸送需要が減少し、事業経営に大きな影響を及ぼす中で、燃料価格が高騰。ロシアによるウクライナ侵攻や円安が価格高騰に拍車をかけている状況にある。

要望書ではこうした状況に伴い、業界の経営状況は悪化の一途を辿り、多くの事業者が事業存続の岐路に直面していると窮状を訴え、緊急対策を講じるよう要請。都民生活と経済のライフライ



燃料費の高騰で経営危機 小池都知事に支援策要請

東ト協は4月1日付で、浅井隆会長を本部長とする「燃料価格高騰対策本部」を設置した。燃料高騰に対する諸施策を迅速かつ的確に実施するため設置したもので、全日本トラック協会の対策本部と連携し、対策に取り組んでいく方針。

浅井会長を本部長とするほか、副本部長は各副会長、事務局長は専務理事が務める。

東ト協は4月1日付で、浅井隆会長を本部長とする「燃料価格高騰対策本部」を設置した。燃料高騰に対する諸施策を迅速かつ的確に実施するため設置したもので、全日本トラック協会の対策本部と連携し、対策に取り組んでいく方針。

燃料高騰対策本部 転嫁施策など実施

コストに見合った適正な運賃・料金の収受および燃料サーチャージ導入促進など、価格転嫁対策を実施する。

燃料価格高騰に対し、適正な運賃や燃料サーチャージの交渉してますか?

～政府は交渉に応じない荷主などの情報を求めています～

トラック運送事業者が荷主、元請事業者と燃料価格の上昇分の転嫁を求めているにもかかわらず、協議に応じない場合や理由を画面等で示さず従来どおり据え置くことは「買いたたき」となり、独占禁止法・下請代金法違反となるおそれがあります。

このようにある場合は...

これは「買いたたき」のおそれがあります。

国土交通省 東京都トラック協会 全日本トラック協会

国交省 遠隔点呼制度を開始 運行管理の高度化へ

国土交通省は4月1日

から、トラック運送業な

ど自動車運送事業者にお

ける遠隔点呼制度の運用

を開始した。原則である

対面点呼と同等の確実性

を担保する3つの要件を

設定し、これら要件を満

たし承認を受けた営業所

に実施を認めるもの。こ

れに伴い同日から、運輸

支局などへの承認申請の

受付を行っている。

従来から安全性優良事

業所(Gマーク)認定取

得など、輸送の安全確保

に関する取り組みが優良

と認められる営業所に限

定して、カメラやモニタ

ーを用いた「I-T点呼」

に確認できること、②ア
ルコール検知器の測定結
果を自動的に記録・保存
するとともに、運行管理
者などが測定結果を直し
に確認できること。

今回、I-C-T(情報通
信技術)を活用した運行
管理の高度化を推進す
るため、「使用する機器・
システム」「実施する施
設・環境」「運用上の遵守
事項」の3つの要件を満
たす場合は、Gマークの
取得などにかかわらず、
遠隔点呼間の点呼を実施
できるようにした。

具体的には、使用する機
器・システムの基本要
件は、①カメラ・モニタ
ーなどを通じ、運行管理
者などが運転者の顔の表
情・全身・酒気帯びの有
無・疾病・疲労・睡眠不
足などの状況を随時明瞭

範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

遠隔点呼の実施可能な
範囲は、営業所と車庫間
で、運行管理者が遵守
すべきこと(事前に業務
遂行に必要な情報の把握
や運行中の車両位置の
把握など)や、非常時対
応(乗務不可の判断など)
について定めている。

東京都 都市整備局長に 福田氏



福田氏

東京都の4月1日付人

事異動で、都市整備局長

に福田至氏(同局技監兼

デジタルサービス局理

事)が就任した。

福田至(ふくだ・いた

る)氏 昭和37年4月生

まれ。東京大学工学部卒

業。同60年東京都入都。

中央卸売市場理事、政策

企画局技監、都市整備局

技監を歴任。

東京都 (4月1日)

都技監、兼務建設局長・

中島高志▽総務局長兼

総務局理事／危機管理調整担当 福田氏

(総務局行政部
長)小笠原雄一▽都市整
備局長(都市整備局技監
兼デジタルサービス局理
事／データハイウェイ推
進担当)福田至▽同局次
長(産業労働局理事・東
京しごと財団派遣)小沼
博靖▽同局技監兼デジタ
ルサービス局理事／デー
タハイウェイ推進担当
(都市整備局理事／航空
政策・交通基盤整備・交
通政策担当)安部文洋▽
同局技監(同局都市づく
り政策部長 小野幹雄▽
同局理事／航空政策・交
通基盤整備・交通政策担
当(同局都市基盤部長兼
特命担当部長)谷崎馨一
▽同局都市基盤部長(同

局市街地整備部長兼選手
村担当部長)朝山勉▽環
境局環境改善部長(オリ
ンピック・パラリンピッ
ク準備局スポーツ推進部
長 鈴木研二▽建設局道

路管理部長(産業労働局
商工施策担当部長兼新
型コロナウィルス感染症
対応事業推進担当部長)荒
井芳則

62年運輸省入
省。国土交通省
自動車局貨物課
専門官、関東運輸局総務部人
事課長、千葉運輸支局長
を歴任。

関東運輸局(4月1日)

総務部長(自動車事故
対策機構 永島和弘▽神
奈川運輸支局長(東京運
輸支局長)尾崎行雄氏(千
葉運輸支局長)が就任し
た。

尾崎行雄(おぎき・ゆ
きお)氏 昭和42年12月
生まれ、千葉県出身。同
崎行雄▽千葉運輸支局

より、あらかじめ国の登
録を受けた限度超過車
両について、特殊車両の
通行確認システム(aut
ps://www.tokusya.
kr.mit.go.jp/PR/)に
より、通行が可能な経
路をオンラインで即時に
確認し、通行できる制度
を創設したもの。2月か
ら試行運用を行い、4月
から本格運用を開始した。

これにより、登録車両
については、Web上で
経路検索(確認請求)を
行えば、即時に通行可能
な主経路や代替経路(渡
り線を含む／双方向)が
地図表示され、その経路
を通行できる。

これまで特車制度で
は、申請から許可まで約
30日間(令和元年度)か
かっており、申請・許可
を受けた1経路のみが通
行可能だったが、新制度
の運用開始に伴い、許可
期間の短縮などにより、
申請を行うトラック運送
事業者の利便が向上し、
機動的な特車運行が可能
となる。

登録手数料は、申請1
件(1台)につき5000
円(5年間有効)。確認手
数料は1件につき600
円。

申請や操作方法など詳
細は、道路新産業開発機
構特車登録センターのホ
ームページを参照。

し、輸送の安
全確保などに
必要な事項に
関して適切な指導監督を
行うことを義務付け、そ
の指導監督の指針を告示
するとともに、実施に際
しての手引書として同マ
ニュアルを公表している。

今回、事業用自動車総
合安全プラン2025」
などで掲げた飲酒運転対
策を推進するため、指導
監督マニュアルの一部改
訂し、飲酒傾向の強い運
転者に対する指導監督の
実施に参考となる情報に
ついて記載した。

具体的には、アルコール
依存症に関する基礎知
識の記載を拡充し、対応
方法の例や治療法などの
医学的知見、および運送
事業者による取り組み事
例を新たに記載した。

これに伴い、同省自動
車局は全日本トラック協
会などに対して一部改訂
について通知し、指導監
督マニュアルを参考にし
て、運転者に対する適切
な指導監督を実施するこ
とを通じ、飲酒運転防止
に向けて取り組みを推進
するよう求めている。

新たな特車制度を開始 経路確認が即時可能に



国土交通省は、3月25
日付で「自動車運送事業
者が事業用自動車の運転
者に対して行う一般的な
指導及び監督の実施マニ
ュアル」の一部改訂した。
同省はトラック運送な
ど自動車運送事業者に対
し、輸送の安
全確保などに
必要な事項に
関して適切な指導監督を
行うことを義務付け、そ
の指導監督の指針を告示
するとともに、実施に際
しての手引書として同マ
ニュアルを公表している。

国交省 飲酒運転防止に向け 指導マニュアル改訂

国土交通省は、3月25
日付で「自動車運送事業
者が事業用自動車の運転
者に対して行う一般的な
指導及び監督の実施マニ
ュアル」の一部改訂した。
同省はトラック運送な
ど自動車運送事業者に対
し、輸送の安
全確保などに
必要な事項に
関して適切な指導監督を
行うことを義務付け、そ
の指導監督の指針を告示
するとともに、実施に際
しての手引書として同マ
ニュアルを公表している。

天然ガストラックは物流の エネルギーセキュリティ向上と 大気環境改善を実現します。



石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後
でも、大半が運行を停止することがありませんでした。
天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が
高いことが特徴です。
さらに天然ガストラックはCO₂やNO_x、PMなどの排出量が
少ないため大気環境改善に貢献しています。



DX・SDGs 対応資金を創設

東京都は令和4年度の中小企業制度融資を拡充し、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響を受ける事業者の資金繰りに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）・SDGs（持続可能な開発目標）・脱炭素などの課題への取り組みを強化する。融資利率は1.5%以内、2.4%以内とし、融資目標額を640億円

東京都は令和4年度の中小企業制度融資を拡充し、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響を受ける事業者の資金繰りに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）・SDGs（持続可能な開発目標）・脱炭素などの課題への取り組みを強化する。融資利率は1.5%以内、2.4%以内とし、融資目標額を640億円

東京都は令和4年度の中小企業制度融資を拡充し、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響を受ける事業者の資金繰りに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）・SDGs（持続可能な開発目標）・脱炭素などの課題への取り組みを強化する。融資利率は1.5%以内、2.4%以内とし、融資目標額を640億円

東京都は令和4年度の中小企業制度融資を拡充し、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響を受ける事業者の資金繰りに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）・SDGs（持続可能な開発目標）・脱炭素などの課題への取り組みを強化する。融資利率は1.5%以内、2.4%以内とし、融資目標額を640億円

東京都は令和4年度の中小企業制度融資を拡充し、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響を受ける事業者の資金繰りに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）・SDGs（持続可能な開発目標）・脱炭素などの課題への取り組みを強化する。融資利率は1.5%以内、2.4%以内とし、融資目標額を640億円

東京都 中小企業融資を拡充 「特別借換」など新設

東京都は令和4年度の中小企業制度融資を拡充し、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響を受ける事業者の資金繰りに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）・SDGs（持続可能な開発目標）・脱炭素などの課題への取り組みを強化する。融資利率は1.5%以内、2.4%以内とし、融資目標額を640億円

東京都は令和4年度の中小企業制度融資を拡充し、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響を受ける事業者の資金繰りに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）・SDGs（持続可能な開発目標）・脱炭素などの課題への取り組みを強化する。融資利率は1.5%以内、2.4%以内とし、融資目標額を640億円

東京都は令和4年度の中小企業制度融資を拡充し、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響を受ける事業者の資金繰りに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）・SDGs（持続可能な開発目標）・脱炭素などの課題への取り組みを強化する。融資利率は1.5%以内、2.4%以内とし、融資目標額を640億円

東京都は令和4年度の中小企業制度融資を拡充し、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響を受ける事業者の資金繰りに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）・SDGs（持続可能な開発目標）・脱炭素などの課題への取り組みを強化する。融資利率は1.5%以内、2.4%以内とし、融資目標額を640億円

国土交通省は令和3年11月に、本省と各地方運輸局・運輸支局に燃料価格高騰に関する相談窓口を設置した。これは、荷主に対して運賃などの交渉力が相対的に弱いトラック運送事業者への支援策の一環である。国交省は相談窓口に寄せられた相談の中から、いくつかの案件について荷主に改善するよう働きかけを行った。事業者からの要請に対して不当な対応をすると、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法（下請法）違反となり、改正貨物自動車運送事業法の荷主勧告の対象になるからである。

運輸 点描

燃料価格高騰への対応

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

運賃交渉やサーチャージ導入を 転嫁無視は独禁法抵触の可能性

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都トラック運送事業協同組合連合会が調査した「運賃動向に関するアンケート調査結果」（1月31日時点）によると、現行の運賃が希望する運賃に比べて「極めて低い」（6.8%）、「低い」（34.0%）、「少し低い」（47.5%）で、合わせて88.3%の事業者が運賃が低いと回答している。これは、前回調査（昨年7月31日時点）より4.2%の増加である。それだけコストが増加しているものと思われる。

東京都環境局 4年度 貨物輸送評価制度

開始 郵送・メール 4月18日
窓口(持参) 4月20日

東京都環境局は、令和4年度「貨物輸送評価制度」を実施する。これに伴い、東京都トラック協会（業務部交通・環境グループ）が申請受付を行う。申請手数料は無料。

東ト協が申請受付

東京都環境局は、令和4年度「貨物輸送評価制度」を実施する。これに伴い、東京都トラック協会（業務部交通・環境グループ）が申請受付を行う。申請手数料は無料。

WebKIT 運賃指数

求荷求車情報ネットワークWebKITの成約運賃指数によると、3月の指数は123で、前年3月は123、前年2月は122と前年比2ポイント上昇

矢崎の デジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます！

詳しくは、今すぐお電話を！

矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社
本社 03-5727-1600 (担当・青木)
板橋(営) 03-5916-3557 (担当・倉持)
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp

人材採用・雇用対策支援 GEPで求人サイト開設



東ト協

雇用対策改善への取り組みを推進するもの。新たに開設する共同求人サイトは、事業者の求人情報と、インターネット上で検索エンジンを利用するドライバーの求職情報をマッチングさせ、共同求人サイトへ誘導して採用につなげるもの。

同サイトでは掲載された求人情報について、必要な情報はエクセルで提出するなど、利用者の負担軽減を図っている。またドライバー希望の求職者がSMS(ショートメッセージ)・LINEを通じて、応募企業と直接連絡を取ることが可能。既に実施した利用者募

東京都トラック協会は令和4年度の新規事業として、グリーン・エコプロジェクト(GEP)で人材確保・雇用環境支援の取り組みを実施する。トラック運送業界で大きな課題となっているドライバー不足対策として、GEP参加事業者を対象とした「共同人材募集サイト(仮称)」を開設。各事業者の求人募集を支援するとともに、LINEやインターネット上からの応募対応などをシステム化し、

4年度新規事業

信用保証料を一部助成 1事業者20万円限度に

4年度

東ト協は会員事業者の経営の安定に資するため、令和4年度のセーフティネット保証および激甚災害関連保証に係る区市町村長の認定などを受けた会員事業者に対し、信用保証料の一部を助成する。

【助成対象】

①景況の悪化などにより、経営の安定に支障を生じている会員事業者で、セーフティネット保証に係る区市町村の認定に基づき、信用保証料の保証を受け、信用保証料を支払った会員事業者

【助成額】

1事業者当たり必要保証料の2分の1の額について、20万円を限度に助成。激甚災害関連保証の場合は40万円を限度とし、限度額に達するまで再助成

※公的機関から助成を

受けた場合は、その額を差し引いた金額が助成対象となる

【適用期間】

令和4年4月1日～5年2月28日の間に信用保証協会が保証した日(4年1月1日～4年3月31日の借り入れに対する信用保証料については、相談により対応)

【申請期間】

令和4年4月から5年3月1日まで常時受け付ける(郵送または持参/土・日曜、祝日、年末年始の休日を除く)

【助成金の返納】

融資の繰り上げ償還を行った場合などで、信用保証協会から保証料の返還を受けた場合、その日から14日以内に東ト協に

集に続き、今後、サイトのデザインや求人情報の作成・編集などを進め、6月から本格運用を開始する予定。利用料は登録料が初回5万円、運営費として年間2万円。なお、今回申し込みをした事業者の登録料は無料とした。

◇ ◇

これに伴い3月28日、東ト総合会館で説明会(Web併用)を開催し、約100人が参加した。

冒頭、遠藤啓二常務理事があいさつし、「燃料価格が高騰し、GEPを推進している大きな問題となっている。また、業界では2024年問題への対応が必要になっている。昨年から物流DX(デジタルトランスフォー

メーション)の活用を進めているが、労働力不足問題についてもGEPでバックアップしていきたい」と述べた。説明会では、サイトの制作・運営を担当するHRSソリューションズの山口恵介常務執行役員兼顧客価値創造本部副本部長が事業概要を説明し、質疑応答が行われた。

東ト協は労務関係推進事業の一環として、令和4年度「労務相談事業」を実施している。受付期間は4月から令和5年3月31日まで。業界では、時間外労働の罰則付き上限規制への対応などが求められている。このため、東ト協では労務相談員(社会保険労務士)2氏と契約し、給与体系の見直しや就業規則の見直し、労働時間管理など、労務管理に係わる各種問題の相談に応じている。

相談は事前予約制。申し込みは東ト協ホームページ掲載「令和4年度労務相談申込みについて」の「申込フォーム(会員専用)」または申込書をFAX送信する。申し込みを受けた東ト協労務部が担当の労務相談員に連絡し、相談員が申し込んだ会員に連絡する。相談日時や場所(会員の事業所または指定の場所)などを打ち合わせた上で、個別面談により相談に応じる。なお、電話での相談も可能。

相談費用は無料。東ト協が負担。なお、就業規則の作成など相談以外の費用は、依頼者の負担。

また、「真面目なトラック運送会社やドライバーが報われるようにするには、コンプライアンスを無視して事業運営している不適格事業者を業界から排除する必要がある」とし、運輸業界への規制強化を訴えた。

制作・運営を担当するHRSソリューションズの山口恵介常務執行役員兼顧客価値創造本部副本部長が事業概要を説明し、質疑応答が行われた。

同番組では、東ト協キヤッチコピーを冠した『いまを支える。』という。昨年から物流DX(デジタルトランスフォー

同番組では、東ト協キヤッチコピーを冠した『いまを支える。』という。昨年から物流DX(デジタルトランスフォー

同番組では、東ト協キヤッチコピーを冠した『いまを支える。』という。昨年から物流DX(デジタルトランスフォー

同番組では、東ト協キヤッチコピーを冠した『いまを支える。』という。昨年から物流DX(デジタルトランスフォー

同番組では、東ト協キヤッチコピーを冠した『いまを支える。』という。昨年から物流DX(デジタルトランスフォー

同番組では、東ト協キヤッチコピーを冠した『いまを支える。』という。昨年から物流DX(デジタルトランスフォー

東ト協 ロジ研セミナー

東ト協ロジスティクス研究会(田中敏之本部長)は3月24日、東ト総合会館7階大会議室で令和3年度セミナー(Web併用)を開催し、京都大学大学院工学研究科教授の藤井聡氏が「トラック運送業界と日本経済」と題して講演した。

冒頭、田中本部長があいさつし、業界は「燃料高騰やトリガー条項の凍結解除、運賃問題などが課題になっている。藤井先生にはそれらを鋭い切り口でお話いただきた

し、過去の燃料価格の推移と日本経済全体の動きを解説。トラック運送事業者をはじめ、中小企業が元気になるためには「良いインフレ」を起こす必要があると説いた。

さらに、ガソリンなど燃料価格の原価と燃料に課税されている税金について説明した後、政府が現在実施している原油価格高騰に伴う緊急対策について言及。

石油元売り事業者などに1辺あたり25円の補助金を支給しているが、トラック運送事業者などのエンドユーザーの負担軽減につながらないため、「トリガー条

項の凍結解除を何とか実現させる必要がある」と強調した。

また、「真面目なトラック運送会社やドライバーが報われるようにするには、コンプライアンスを無視して事業運営している不適格事業者を業界から排除する必要がある」とし、運輸業界への規制強化を訴えた。

東ト協本部事務局人事(3月31日) 退職 東京都からの派遣期間終了(財務部交付金会計担当部長) 矢崎節子

適正化事業部次長(適正化事業部適正化事業グループ統括主幹) 宮内裕司

※4月1日付組織改正で、総務部は総務・支部支援Gと広報・情報G、業務部は交通・環境Gと教育研修・輸送Gに変更

一般貨物運送(普通車2台、普通車5台)

けん引車3台、被けん引車3台

新会員

【中央支部】

◆株式会社タカハル 中央区豊海町4の5、豊海振興ビル5階▽03・3520・9083▽一般貨物運送(普通車2台、普通車5台)

【城東支部】

◆株式会社ファースト ライン 江東区新砂3の2の9、Xフロンティア7階▽03・6666・8751▽一般貨物運送(普通車5台)

一般貨物運送(普通車2台、普通車5台)

協会 日誌

【3月16～31日】

16日 海上コンテナ専門部会役員会▽グリーン・エコプロジェクトセミナー
17日 浅井会長と支部長との意見交換会(豊島・目黒・墨田・世田谷)▽青年部正副本部長会▽同幹事会
18日 浅井会長と支部長との意見交換会(足立・荒川・新宿・城東・渋谷)▽物流政策委員会
19日 15時30分 食料・酒類飲料専門部会役員会(東ト総合会館/WEB併用)
20日 14時 正副会長会(東ト総合会館/WEB併用)
21日 13時30分 女性部正副本部長会議(東ト総合会館/WEB併用)▽16時 関東・甲信越重量部会正副部会
22日 9時 初任運転者特別講習(東ト総合会館、23日)▽15時 紙・パルプ専門部会役員会(東ト総合会館/WEB併用)
26日 15時 引越専門部会役員・二委員会合同会議(東ト総合会館/WEB併用)
27日 15時 出版・印刷・製本・取次専門部会役員会(東ト総合会館/WEB併用)
28日 9時 初任運転者特別講習(東ト総合会館、23日)▽15時 紙・パルプ専門部会役員会(東ト総合会館/WEB併用)
26日 15時 引越専門部会役員・二委員会合同会議(東ト総合会館/WEB併用)
27日 15時 出版・印刷・製本・取次専門部会役員会(東ト総合会館/WEB併用)

日程ボード

【4月16～30日】

19日 15時30分 食料・酒類飲料専門部会役員会(東ト総合会館/WEB併用)
20日 14時 正副会長会(東ト総合会館/WEB併用)
21日 13時30分 女性部正副本部長会議(東ト総合会館/WEB併用)▽16時 関東・甲信越重量部会正副部会
22日 9時 初任運転者特別講習(東ト総合会館、23日)▽15時 紙・パルプ専門部会役員会(東ト総合会館/WEB併用)
26日 15時 引越専門部会役員・二委員会合同会議(東ト総合会館/WEB併用)
27日 15時 出版・印刷・製本・取次専門部会役員会(東ト総合会館/WEB併用)

けん引車3台、被けん引車3台

アルコールインターロック導入 飲酒運転根絶へ協調助成

東ト協は、全日本トラック協会の取次事業として、令和4年度「安全装置等導入促進事業」の申請受付を行う。

各装置の助成要領は次の通り。

【受付期間】
4月15日
令和5年3月21日
(東ト協の助成限度数に達し次第、受付終了)

【対象装置】
①後方視野確認支援装置

②側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)
※カメラおよびモニターの同時購入、および装置故障に伴うカメラまたはモニターの買い換えが対象

③呼吸吹込み式アルコールインターロック装置
④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器



東ト協は、全日本トラック協会取次事業として、令和4年度「点呼支援機器等導入促進助成事業」の申請受付を行う。

中小トラック運送事業者を対象に輸送の安全確保の根幹をなす運行管理について、安全性の向上や労働環境の改善、労働力不足の解消などに資する取り組みの一環として、引き続き、自動点呼にかかる支援機器およびシステムなどの導入費用について一部を助成するもの。

なお、国土交通省は4月1日から、IT機器などを活用した「遠隔点呼」を実施するもの。

東ト協は、全日本トラック協会取次事業として、令和4年度「安全装置等導入促進事業」の申請受付を行う。

各装置の助成要領は次の通り。

【受付期間】
4月15日
令和5年3月21日
(東ト協の助成限度数に達し次第、受付終了)

【対象装置】
①後方視野確認支援装置

②側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)
※カメラおよびモニターの同時購入、および装置故障に伴うカメラまたはモニターの買い換えが対象

③呼吸吹込み式アルコールインターロック装置
④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

申請受付 4月15日～5年2月28日



からだ・メンタルヘルス 電話・Webで健康相談 お気軽にご利用を! 無料

東京都トラック協会は、会員事業者の従業員などを対象に、メンタルヘルス関係を含めた各種健康相談に応じる「24時間電話健康相談」を行っている。24時間・365日年中無休で、利用は無料。

メンタルヘルス関係の相談には心理専門職が相談に応じる(平日午前9時～午後9時)。

◆ 電話相談窓口 ◆

フリーダイヤル 0120-109-371

あわせて、健康情報に関するWebサイト「健康・こころのオンライン」(https://www.healthy-hotline.com/ログインID=tora)も利用可能。

安全装置など導入促進 後方・側方視野確保を 4年度

東ト協は、全日本トラック協会の取次事業として、令和4年度「安全装置等導入促進事業」の申請受付を行う。

各装置の助成要領は次の通り。

【受付期間】
4月15日
令和5年3月21日
(東ト協の助成限度数に達し次第、受付終了)

【対象装置】
①後方視野確認支援装置

②側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)
※カメラおよびモニターの同時購入、および装置故障に伴うカメラまたはモニターの買い換えが対象

③呼吸吹込み式アルコールインターロック装置
④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

東ト協は、全日本トラック協会の取次事業として、令和4年度「安全装置等導入促進事業」の申請受付を行う。

各装置の助成要領は次の通り。

【受付期間】
4月15日
令和5年3月21日
(東ト協の助成限度数に達し次第、受付終了)

【対象装置】
①後方視野確認支援装置

②側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)
※カメラおよびモニターの同時購入、および装置故障に伴うカメラまたはモニターの買い換えが対象

③呼吸吹込み式アルコールインターロック装置
④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

東ト協は、全日本トラック協会の取次事業として、令和4年度「安全装置等導入促進事業」の申請受付を行う。

各装置の助成要領は次の通り。

【受付期間】
4月15日
令和5年3月21日
(東ト協の助成限度数に達し次第、受付終了)

【対象装置】
①後方視野確認支援装置

②側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)
※カメラおよびモニターの同時購入、および装置故障に伴うカメラまたはモニターの買い換えが対象

③呼吸吹込み式アルコールインターロック装置
④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

東ト協は、全日本トラック協会の取次事業として、令和4年度「安全装置等導入促進事業」の申請受付を行う。

各装置の助成要領は次の通り。

【受付期間】
4月15日
令和5年3月21日
(東ト協の助成限度数に達し次第、受付終了)

【対象装置】
①後方視野確認支援装置

②側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)
※カメラおよびモニターの同時購入、および装置故障に伴うカメラまたはモニターの買い換えが対象

③呼吸吹込み式アルコールインターロック装置
④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

東ト協は、全日本トラック協会の取次事業として、令和4年度「安全装置等導入促進事業」の申請受付を行う。

各装置の助成要領は次の通り。

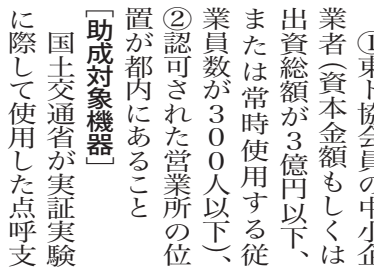
【受付期間】
4月15日
令和5年3月21日
(東ト協の助成限度数に達し次第、受付終了)

【対象装置】
①後方視野確認支援装置

②側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)
※カメラおよびモニターの同時購入、および装置故障に伴うカメラまたはモニターの買い換えが対象

③呼吸吹込み式アルコールインターロック装置
④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

申請受付 4月15日～5年2月28日



点呼支援機器に助成 上限10万円1社1台

東ト協は、全日本トラック協会取次事業として、令和4年度「点呼支援機器等導入促進助成事業」の申請受付を行う。

中小トラック運送事業者を対象に輸送の安全確保の根幹をなす運行管理について、安全性の向上や労働環境の改善、労働力不足の解消などに資する取り組みの一環として、引き続き、自動点呼にかかる支援機器およびシステムなどの導入費用について一部を助成するもの。

なお、国土交通省は4月1日から、IT機器などを活用した「遠隔点呼」を実施するもの。

東ト協は、全日本トラック協会の取次事業として、令和4年度「点呼支援機器等導入促進助成事業」の申請受付を行う。

中小トラック運送事業者を対象に輸送の安全確保の根幹をなす運行管理について、安全性の向上や労働環境の改善、労働力不足の解消などに資する取り組みの一環として、引き続き、自動点呼にかかる支援機器およびシステムなどの導入費用について一部を助成するもの。

なお、国土交通省は4月1日から、IT機器などを活用した「遠隔点呼」を実施するもの。

◆ 電話相談窓口 ◆

フリーダイヤル 0120-109-371

あわせて、健康情報に関するWebサイト「健康・こころのオンライン」(https://www.healthy-hotline.com/ログインID=tora)も利用可能。

東京都トラック協会は、令和4年度も引き続き、「男性・女性ドライバー免許取得助成事業」を実施する。

業界では慢性的なドライバー不足が事業経営上の課題となっており、必要なドライバーの確保が難しい状況にある。また、

東京都トラック協会は、令和4年度も引き続き、「男性・女性ドライバー免許取得助成事業」を実施する。

業界では慢性的なドライバー不足が事業経営上の課題となっており、必要なドライバーの確保が難しい状況にある。また、

助成申請受付は 来年2月末まで

東京都トラック協会は、令和4年度も引き続き、「男性・女性ドライバー免許取得助成事業」を実施する。

業界では慢性的なドライバー不足が事業経営上の課題となっており、必要なドライバーの確保が難しい状況にある。また、

各助成制度に関する 申請・問い合わせ先

東ト協業務部交通・環境G

▽男性・女性ドライバー免許取得助成/健康診断受診助成

☎03・3359・6257

▽安全装置等導入促進/点呼支援機器等導入助成/運転者適性診断助成

☎03・3359・3618

※各助成制度の内容や申請手続きなどの詳細は、東ト協ホームページを参照(申請書類などをダウンロード可能)

東ト協は、令和4年度「健康診断助成(定期健康診断)事業」を実施し、健診受診費用の一部を助成する。

【助成額・上限数】
1人当たり1000円、1社につき上限30人(ただし、会費納入車両台数まで)

【助成対象】
東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者。各支部・本部主催の集団健診に加え、これ以外の健診機関で受診した場合も助成対象

【事業期間】
4月1日～5年3月10日。同期間中に受診および

1人1000円 1社30人まで

東ト協は、令和4年度「健康診断助成(定期健康診断)事業」を実施し、健診受診費用の一部を助成する。

【助成額・上限数】
1人当たり1000円、1社につき上限30人(ただし、会費納入車両台数まで)

【助成対象】
東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者。各支部・本部主催の集団健診に加え、これ以外の健診機関で受診した場合も助成対象

【事業期間】
4月1日～5年3月10日。同期間中に受診および

運転者適性診断 受診助成 4年度

東ト協は、令和4年度「運転者適性診断(初任・適齢診断)受診助成事業」を実施する。輸送の安全確保に向けて、交通事故防止に資する取り組みの一環として実施しているもの。

東ト協は、令和4年度「運転者適性診断(初任・適齢診断)受診助成事業」を実施する。輸送の安全確保に向けて、交通事故防止に資する取り組みの一環として実施しているもの。

東ト協は、令和4年度「運転者適性診断(初任・適齢診断)受診助成事業」を実施する。輸送の安全確保に向けて、交通事故防止に資する取り組みの一環として実施しているもの。

東ト協 4年度 運転免許取得を支援 労働力確保・育成へ

女性ドライバーについては、他業界に比べて女性の就業割合が少ない状況にあり、職場環境の改善と相まって採用・確保を進める必要がある。

このため、優良な労働力確保・育成を図る取り組みとともに、運転技能の向上による安全対策の一環として、大型・中型・準中型各自動車免許の新規取得や、8人限定中型・5人限定準中型免許の限定解除に必要な費用の一部を助成するもの。

具体的助成内容などは、次の通り。

【申請受付期間】
4年4月8日～5年2月28日(予算額に達し次第、受付終了)
※3年4月1

女性ドライバーについては、他業界に比べて女性の就業割合が少ない状況にあり、職場環境の改善と相まって採用・確保を進める必要がある。

このため、優良な労働力確保・育成を図る取り組みとともに、運転技能の向上による安全対策の一環として、大型・中型・準中型各自動車免許の新規取得や、8人限定中型・5人限定準中型免許の限定解除に必要な費用の一部を助成するもの。

具体的助成内容などは、次の通り。

【申請受付期間】
4年4月8日～5年2月28日(予算額に達し次第、受付終了)
※3年4月1

女性ドライバーについては、他業界に比べて女性の就業割合が少ない状況にあり、職場環境の改善と相まって採用・確保を進める必要がある。

このため、優良な労働力確保・育成を図る取り組みとともに、運転技能の向上による安全対策の一環として、大型・中型・準中型各自動車免許の新規取得や、8人限定中型・5人限定準中型免許の限定解除に必要な費用の一部を助成するもの。

具体的助成内容などは、次の通り。

【申請受付期間】
4年4月8日～5年2月28日(予算額に達し次第、受付終了)
※3年4月1

女性ドライバーについては、他業界に比べて女性の就業割合が少ない状況にあり、職場環境の改善と相まって採用・確保を進める必要がある。

このため、優良な労働力確保・育成を図る取り組みとともに、運転技能の向上による安全対策の一環として、大型・中型・準中型各自動車免許の新規取得や、8人限定中型・5人限定準中型免許の限定解除に必要な費用の一部を助成するもの。

具体的助成内容などは、次の通り。

【申請受付期間】
4年4月8日～5年2月28日(予算額に達し次第、受付終了)
※3年4月1

女性ドライバーについては、他業界に比べて女性の就業割合が少ない状況にあり、職場環境の改善と相まって採用・確保を進める必要がある。

このため、優良な労働力確保・育成を図る取り組みとともに、運転技能の向上による安全対策の一環として、大型・中型・準中型各自動車免許の新規取得や、8人限定中型・5人限定準中型免許の限定解除に必要な費用の一部を助成するもの。

具体的助成内容などは、次の通り。

【申請受付期間】
4年4月8日～5年2月28日(予算額に達し次第、受付終了)
※3年4月1

健康費用を一部助成 受診率高め健康管理 4年度

東ト協は、令和4年度「健康診断助成(定期健康診断)事業」を実施し、健診受診費用の一部を助成する。

【助成額・上限数】
1人当たり1000円、1社につき上限30人(ただし、会費納入車両台数まで)

【助成対象】
東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者。各支部・本部主催の集団健診に加え、これ以外の健診機関で受診した場合も助成対象

【事業期間】
4月1日～5年3月10日。同期間中に受診および

初任・適齢診断とも 1人2000円助成

東ト協は、令和4年度「健康診断助成(定期健康診断)事業」を実施し、健診受診費用の一部を助成する。

【助成額・上限数】
1人当たり1000円、1社につき上限30人(ただし、会費納入車両台数まで)

【助成対象】
東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者。各支部・本部主催の集団健診に加え、これ以外の健診機関で受診した場合も助成対象

【事業期間】
4月1日～5年3月10日。同期間中に受診および

東ト協は、令和4年度「健康診断助成(定期健康診断)事業」を実施し、健診受診費用の一部を助成する。

【助成額・上限数】
1人当たり1000円、1社につき上限30人(ただし、会費納入車両台数まで)

【助成対象】
東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者。各支部・本部主催の集団健診に加え、これ以外の健診機関で受診した場合も助成対象

【事業期間】
4月1日～5年3月10日。同期間中に受診および

東ト協は、令和4年度「健康診断助成(定期健康診断)事業」を実施し、健診受診費用の一部を助成する。

【助成額・上限数】
1人当たり1000円、1社につき上限30人(ただし、会費納入車両台数まで)

【助成対象】
東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者。各支部・本部主催の集団健診に加え、これ以外の健診機関で受診した場合も助成対象

【事業期間】
4月1日～5年3月10日。同期間中に受診および

交通安全パレードに参加 歩行者優先を呼びかける



東ト協 大田支部

東ト協大田支部は3月27日、大森警察署・大森交通安全協会・大田区が主催する「大森交通安全車両キャンペーン」に参加した。

キャンペーンは春の全国交通安全運動(4月6〜15日)に先立って、交

し、はとバス本社に戻るまでの約4・3キロを走行。パトカーや白バイ、一日警察署長を務めるフリーアナウンサーの杉浦みずきさんに乗せたオープンカーとともに、支部会員の4人トラックや大型バス・タクシー、自動

交通安全運動の周知・啓発と交通安全意識の高揚を図るため実施されたもの。

同日は、交通安全車両パレードとして、大田区平和島のはとバス本社から、イベント会場のJR大森駅東口広場前を経由

また、支部会員のトラック荷台をステージとして、交通安全イベントが開催され、キャンペーンセレモニーや同区の美原高等学校和太鼓部による演奏、一日署長・杉浦さんの交通安全トークショーが実施されたほか、白バイ・パトカー乗車体験やシートベルト横断体験、サポートカー体験などが行われた。

東ト協葛飾・深川・墨田各支部青年部は4月4日、墨田区の東武ホテルレバント東京で、合同の「サーチャージ運賃セミナー」を開催し、各支部三組織の会員事業者のほか、城東支部や他県トラック協会関係者も参加した。

冒頭、3支部を代表して葛飾支部の鈴木貢支部長があいさつし「サーチャージ制の導入には原価計算が重要であり、原価計算に基づく適正な運賃をどのようにして荷主に認めてもらうかにかかっている。『標準的な運賃』と燃料サーチャージ制について勉強し、荷主と交渉しよう」と呼びかけた。

セミナーでは、国際物流総

東ト協 葛飾・深川・墨田 各支部青年部主催

燃料サーチャージ 運賃交渉セミナー

は、国際物流総

春の全国交通安全運動 各支部が統一街頭活動



春の全国交通安全運動(4月6〜15日)を迎え、東京都トラック協会では街頭指導活動「統一実施日」の4月7日、19支部が所轄警察署や交通安全協会と連携し、交通ルールの遵守などを呼びかけ

る街頭活動を展開した。新型コロナウイルス感染症の影響により、一昨年、昨年と予定通りに街頭活動が実施できなかったが、今年は多くの支部が歩調を合わせて実施。揃いのベストやジャン

協 DR記録データを収集
啓発・教育映像制作へ

いを発出し、協力を呼びかけている。

関東トラック協会(会長・浅井隆)東京都トラック協会会長は3月23日、関東各都県トラック協会に対し、「ドライブレコーダー(DR)映像の収集に係るご協力をお願いする。DR映像を収集し、啓

これに伴い、5月末までにDR映像データを関東協事務局(メールアドレス: incidents@tta.ne.jp)に送信するよう呼びかけている。

成門小学校の新入学児童に横断歩道の渡り方を指導する交通安全教室を開催。また、多摩支部などでは交差点での安全誘導を行ったほか、多くの支部がトラック・ストップ作戦を実施するなど、様々な活動を展開した。

発・教育映像の制作を決定していたもの。

具体的には、四輪車・オートバイによる走行中のトラック前方への急な割り込み、急ブレーキ、急な右左折や、自転車による信号待ちなどで停車中のトラック前方への割り込みなどの映像データ(事故前後1分間程度の音声付き映像、もしくは車内映像)の提供を求めている。

関交協 オリジナル 冊子

健康起因事故 防止マニュアル

関交協では運送事業者の皆様とともに、交通事故削減を課題とし、様々な事故防止支援を行っております。近年、運転者の健康状態に起因する事故が増加傾向にあることから、事故に至る前に健診結果等を活用し、運転中に発症に至るリスクをできるだけ低減する取り組みが必要と考え、マニュアルを作成しました。

運行管理者の皆様にご一読いただき、事故防止にご活用いただければ幸いです。



ご希望の方は、関交協・安全推進部まで
TEL: 03-5337-1754
MAIL: anzen@kankokyo.or.jp



●トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止●
関東交通共済協同組合

第36回
運賃動向調査

東ト協連



「標準的な運賃」届け出は
回答事業者の6割近くに
適用には難しさや懸念も

近く上る結果となった。調査対象時期は1月31日時点。回答数は168事業者(以下)の回答割合は有効回答に対する構成率は、10%以上14%以下(47.5%)が最も多く、14%増えた。現行の収受運賃料金は希望より「低い」との回答が9割近くに上り、収受状況は厳しさを増している。こうした中で、「標準的な運賃」を届け出たと回答した事業者が6割を超え、届け出予定と合わせると8割

況は、「特に変化はない」(89.5%)が最も多く2.4%増加。これから半年後の収受状況については、引き続き「特に変わらないと思う」(79.7%)が最も多いが8.5%減少。ただ、厳しい状況ながら「値上げができるであろう」(10.1%)との回答が8.9%増と大幅に増加した。燃料価格高騰が続く中で、「燃料サーチャージ」の導入状況については、引き続き「導入しない」(63.6%)が最も多いものの3.7%減少。また、特筆すべきこととして「検討中」(8.6%)との回答が5.0%増えていることが挙げられる。「標準的な運賃」の適用意向に関しては、「適用したい」(41.9%)が最も多く、4.3%増加しているが、一方で「適用したいができない」(25.1%)、「適用できない」(21.1%)も2割以上ある。適用に理解を得る難しさや懸念があり、「交渉した」事業者は19事業者と一部にとどまるが、交渉したところでは成果が出ている。「継続し交渉中」(42.1%)が最も多いものの、認められた(36.8%)が27.7%増と大幅に増加。「認められなかった」(21.1%)は33.4%減と大きく減少している(グラフ③)。「交渉しない」理由は、「標準的な運賃」を受け入れてもらえないと思うため(52.2%)、今後の取引を断られる(可能性がある)ため(22.4%)が多く、これらで7割以上を占めている。

府 新卒者の就職・採用
日程など遵守を要請
5年度
政府は、「2023(令和5)年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」を取りまとめ、3月28日付で各経済団体・業界団体などに対して要請した。内閣官房と文部科学・厚生労働・経済産業各省の連名で要請したもの。具体的には、来年度卒業・修了予定者などに対する、①広報活動開始は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降、②採用選考活動開始は同年度の6月1日以降、③正式な内定日は同年度の10月1日以降——を遵守するよう求めている。

東京都 事業所防災リーダー
対策推進に向け新設
東京都は防災対策の一環として、新たに「事業所防災リーダー」を創設し、3月から都防災ホームページ(HP)で登録受付を行っている。事業所防災リーダーは、平時はもとより発災時に都と各企業などをつなぐ窓口となり、事業所内での旗振り役として防災対策を推進する役割を担うもの。各事業所で複数の登録も可能。災害時に都から各企業などに対して、「一斉帰宅抑制やテレワークによる出勤抑制の要請など、必要な情報をメールやLINEで伝達する。また、平時には、防災に関する情報コンテンツなどを定期的に配信し、企業などにおける防災人材の育成をサポートする。

詳細は、都防災HP「事業所防災リーダー登録の流れ(ガイドライン)」などを参照。

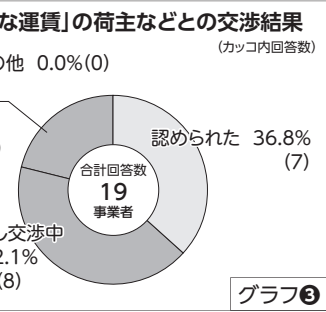
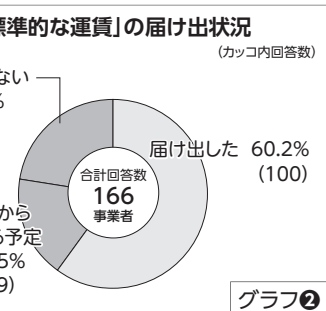
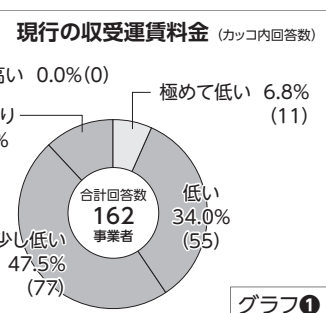
東京都トラック運送事業協同組合連合会はこのほど、第36回「運賃動向に関するアンケート調査」結果をまとめた。それによると、現行の収受運賃料金は希望より「低い」との回答が9割近くに上り、収受状況は厳しさを増している。こうした中で、「標準的な運賃」を届け出たと回答した事業者が6割を超え、届け出予定と合わせると8割

「低い」と回答した事業者が希望するアップ率は、10%以上14%以下(47.5%)が最も多く、14%増えた。現行の収受運賃料金は希望より「低い」との回答が9割近くに上り、収受状況は厳しさを増している。こうした中で、「標準的な運賃」を届け出たと回答した事業者が6割を超え、届け出予定と合わせると8割

「低い」と回答した事業者が希望するアップ率は、10%以上14%以下(47.5%)が最も多く、14%増えた。現行の収受運賃料金は希望より「低い」との回答が9割近くに上り、収受状況は厳しさを増している。こうした中で、「標準的な運賃」を届け出たと回答した事業者が6割を超え、届け出予定と合わせると8割

国交省など
東京湾アクアライン
料金割引3年継続へ
国土交通省と千葉県、東京都、東日本高速道路は3月30日、ETC車対象とした東京湾アクアラインの通行料金割引(普通車800円など)について、令和7年3月31日まで3年間継続すると発表した。

これにより、対象区間の通行料金は引き続き、普通車800円、中型車960円、大型車1320円、特大車2200円となる。



依然厳しい運賃収受
希望より「低い」88%

警視庁サイバーセキュリティ対策本部は今年に入り、ウイルスメール「Emotet(エモテット)」による犯罪被害が激増しているため、警戒心を持つ電子メールを

取り扱い、感染しないための対策などを徹底するように呼びかけている。エモテットは、ネットバンキングの認証情報を盗み出す目的で作られたもの。電子メールの添付ファイルの主な感染経路とする不正プログラムで、メール受信者の操作により感染する。過去にやり取りした相手になりすましたメールの場合もあり、感染しやすいため、注意を要する。

アドレスなどの情報を窃取し、それを元に送信して感染を拡大させ、ランサムウェアなどの他のウイルスに感染させることもある。

感染しないためには、エクセルやワードファイルのコンテンツの有効化ボタンをクリックしない、本文や添付ファイルのURLをクリックしないなど、警戒心を持つてメールを取り扱う必要がある。また、サポート期間内のOSを使用し最新の状態を保つなど、基本的な対策を講

じておく必要がある。不用意にメールをクリックし感染が疑われる場合、感染確認ツール「EmoCheck2.1」(最新版/3月公開)を入手し、感染の有無を確認し、感染している場合は端末のネットワークをインターネットから遮断し、駆除する。さらに、ウイルス対策ソフトでPCをスキャンし、他のウイルス感染をチェックするとともに、メールパスワードの変更などを行う。感染対策の詳細は、警視庁ホームページ(安全な暮らし)情報セキュリティ



なりすましメールが手口

なりすましメールの手口。感染したメールの場合、メール

警視庁 ウイルスメール
「エモテット」に要注意

「エモテット」に要注意。感染しないためには、エクセルやワードファイルのコンテンツの有効化ボタンをクリックしない、本文や添付ファイルのURLをクリックしないなど、警戒心を持つてメールを取り扱う必要がある。また、サポート期間内のOSを使用し最新の状態を保つなど、基本的な対策を講

運行管理者国家試験対策テキスト

【貨物自動車運送事業編】

令和4年8月版

過去の問題の解説と
実践模擬問題

定価 2,640円(税込)

令和4年5月発刊予定

(株)輸送文研社 <柏林書房>

TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

トラック運送業 労務管理のポイント

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和(社会保険労務士)

新年度を迎えて、様々な法改正が行われています。今回は、その中で、いわゆる「パワハラ防止法」の中小企業への対策義務化と、労働・社会保険の保険料率の改正について説明します。

1 「パワハラ防止法」の 中小企業への対策義務化

こと(身体的もしくは精神的な苦痛を与えること)

改正労働政策総合推進法が、令和2年6月1日に施行され、同法により「事業主は、職場におけるパワハラを防止する責務を負う」という趣旨の改正が行われ、中小企業においても「パワハラ防止法」の対策義務化が求められるようになった。事業主は、職場におけるパワハラを防止する責務を負うこととなった。事業主は、職場におけるパワハラを防止する責務を負うこととなった。事業主は、職場におけるパワハラを防止する責務を負うこととなった。

大企業においては施行と同時に義務化され、中小企業においては今年4月1日から義務化された。また、同法に基づき、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針が告示されています。職場におけるパワハラとは、次の3つの要素をすべて満たすものとされています。

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害する

⑥ 個の侵害(私的なこと)に過度に立ち入ること

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

(4) 事業主の責務

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

③ 職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

④ これら措置と併せて講ずべき措置

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

① 事業主の方針などの明確化と周知・啓発

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

② 精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

③ 人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

④ 過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

⑤ 過小な要求(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じること)

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

2 労働・社会保険の料率の変更

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

(1) 雇用保険率

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

(2) 健康保険料率

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

は、今年度は4月と10月に保険料率の変更が行われます。

事業主は、職場におけるパワハラを行ってはならないことのほか、職場におけるパワハラに起因する問題に対して雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施など必要な配慮をするほか、国の講ずる広報活動や啓発活動、その他の措置に協力するように努めなければならないものとされています。

ポケット

散らない横丁桜

東京の桜は満開を迎え、散りかけてきた。桜はコロナ禍で疲弊した中でも、多少は前後するものの、気候に合わせて必ず咲いてくれる。

しかし、今年も公園などの公共の場所では、飲食を伴う集団での花見はまだ規制されている。一方、静かな環境で桜の鑑賞ができて良いという人も多く、社会的な規制の強化の中でも、心のゆとりを感じさせられる。

今年の桜は昨年比べ、10日ほど遅い開花となった。東京の桜は4月1日が満開と予想され、ほぼそのように

なった。場所によつては差異はあるものの、どちらかといえば、若木の方が早く開花し、老木の方が遅い傾向にあるようだ。



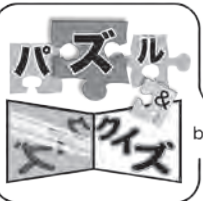
クリームソーダに厚切りトースト、卵サンドにナポリタン。個性豊かな面々が珈琲を取り囲む。そう、ここは喫茶店◆若かりし日、神田神保町で原稿を書いたり本を読んだりと随分お世話になった。自身の「秘密基地」だった。その店は今はもうない◆出会いや別れがあり、音楽や小説の世界に没頭。人生の節目に寄り添ってくれた空間だった。昭和レトロがエモい、クリムソーダが映える、とは違う時代だ◆4月13日は「喫茶店の日」。1888年のこの日、日本最初の喫茶店が開店したという。その跡地とされる台東区上野「オリックス上野1丁目ビル」の一角には記念碑がある◆店の名は「可茶館」。鄭永慶(別名・西村鶴吉)氏が庶民のためのサロン・知識も学べる広場として開店したそう。今の喫茶店の原型といわれる◆久しぶりに新宿の老舗純喫茶に寄つてみた。天井が高く広い店内は昔のままで。ただ、注文した飲み物などを撮影する若者が目立つた◆喫茶店の復活は大歓迎。情報過多で慌ただしい日々。独特の空間に人生の一コマを委ね、ゆつたりと時を紡ぐには最適だ。

先般、コロナ感染症の「まん延防止等重点措置」が解除された。春は、別れと出会いが背中合わせに訪れる季節。そして、リセットすることができるようこの季節だ。出口の見えないコロナ感染症の閉塞感を感じ、一方、フェイクな思い出横丁の桜に、異様な美しさを感じてしまう。

先般、コロナ感染症の「まん延防止等重点措置」が解除された。春は、別れと出会いが背中合わせに訪れる季節。そして、リセットすることができるようこの季節だ。出口の見えないコロナ感染症の閉塞感を感じ、一方、フェイクな思い出横丁の桜に、異様な美しさを感じてしまう。

二字熟語のしりとりパズル

二字熟語のしりとりです。「花」からスタートして全ての漢字を二字熟語のしりとりで進むと、最後の熟語は何でしょう?一つの漢字を音読みとし訓読みする場合もあるのでご注意ください!



【解答】
□ □

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
☆ インターネットでの応募も可能です。
<https://www.totokyo.or.jp/>
☆ インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報へ」から「パズル&クイズ解答フォーム」へ。

●宛先
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8
(一社)東京都トラック協会
総務部広報・情報G「トラック時報」係

●締め切り
4月末日(正解は5月15日号に掲載)

3月10日号「漢字の熟語しりとり」の正解は「大器晩成」でした。